備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備		
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第七号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行に伴い、及び消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ニ㈡の規定に基づき、燃料電池設備の基準（平成十八年消防庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十九日

消防庁長官　稲山　博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　［略］ 一　［略］ ㈠～㈥　略 ㈦　［略］ イ　略 ロ　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする燃料電池にあっては、次に定める方法により、燃料が安定して供給されるものであること。 （イ・ロ　略） ㈧～㈣　略 二　略	第二　［同上］ 一　［同上］ ㈠～㈥　同上 ㈦　［同上］ イ　同上 ロ　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする燃料電池にあっては、次に定める方法により、燃料が安定して供給されるものであること。 （イ・ロ　同上） ㈧～㈣　同上 二　同上
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○厚生労働省告示第百三十九号

特例インドネシア人看護師候補者及び特例インドネシア人介護福祉士候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十九日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備		
［同上］	［同上］	［同上］